

【現 行】

【改 訂 後】

第1編 共通編						第1編 共通編							
確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する 事項	確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する 事項		
細別	内容					細別	内容						
第1編 共通編						第1編 共通編							
第1章 総則						第1章 総則							
総則	保険の付保及び 事故の補償	5.掛金収納書の 提出	受理	施工中	1-1-40	建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収 納書(発注者用)を工事請負契約締結後7日以内に建退共証紙購入申 告書と併せて、発注者に提出	総則	保険の付保及び 事故の補償	5.掛金収納書の 提出	受理 把握	施工中 施工後	1-1-40	建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収 納書(発注者用)を工事請負契約締結後7日以内に建退共証紙購入申 告書と併せて、発注者に提出 工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示
第3編 土木工事共通編						第3編 土木工事共通編							
第2章 一般施工						第2章 一般施工							
一般舗装工	橋面防水工	4.橋面防水工の 施工	承諾	施工前	2-6-6	施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道 路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の 規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾	一般舗装工	橋面防水工	4.橋面防水工の 施工	承諾	施工前	2-6-6	施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道 路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の 規定によることとする。床板面の前処理を適切に実施するとともに、防水 層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないよう適切に 管理しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾
第6編 河川編						第6編 河川編							
第8章 河川維持						第8章 河川維持							
路面補修工	材料	3.クラック防止 シート	承諾	施工前	8-7-2	目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書 に関して監督員の承諾	路面補修工	材料	3.クラック防止 シート	承諾	施工前	8-7-2	目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料 に関して監督員の承諾
第10編 道路編						第10編 道路編							
第2章 舗装						第2章 舗装							
標識工防護 柵工	一般事項	3.適用規定	承諾	施工前	2-8-1	施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」(日本 道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日 本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編2-3-8路側防護柵 工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の 承諾	標識工防護 柵工	一般事項	3.適用規定	承諾	施工前	2-8-1	施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 /ポラードの設置便覧 4 -1. 施工の規定」(日本道路協会、令和3年3月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編2 -3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い 場合は、監督員の承諾
第7章 コンクリートシェッド						第7章 コンクリートシェッド							
プレキャストシェ ッド下部工	受台工	3.防錆処置	承諾	施工中	7-3-6	鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモ ルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難い場合は、 設計図書に関して監督員の承諾	プレキャストシェ ッド下部工	受台工	3.防錆処置	承諾	施工中	7-3-6	鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を 受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関し ては、監督員の承諾
第8章 鋼製シェッド						第8章 鋼製シェッド							
鋼製シェッド下 部工	受台工	4.防錆処置	承諾	施工前	8-5-6	鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモ ルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場 合は、設計図書に関して監督員の承諾	鋼製シェッド下 部工	受台工	4.防錆処置	承諾	施工前	8-5-6	鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を 受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関し ては監督員の承諾